## ~ハイリスク施設や保育所・幼稚園・小学校等で感染者が発生した場合~

令和5年3月13日時点

学校 高齢者施設 事業所の 医療機関 種別 障がい児者施設 児童関連施設 ・当該施設の判断で当該施設にお ・当該施設の判断で当該施設におい いて接触状況を確認の上、判断 て接触状況を確認の上、判断(実施 濃厚接触 ・保健所が調査の上、特定 (院内感染対策として実施) する場合は下記参照) 者の特定 ・保健所から濃厚接触者の特定は ・保健所から濃厚接触者の特定は求 めません。 求めません。

濃厚接触 者の判断 陽性者の感染可能期間中(※1)に

・手で触れることの出来る距離(目安として | メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定 例)」と15分以上の接触があった者」が要件の一つ マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者と特定するのではなく、引き続き、周囲の 環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断いただく。

※I:感染可能期間とは陽性者が有症状の場合、発症2日前から。無症状の場合、検体採取日の2日前から。

濃厚接触 者と判断

の指導

【外出自粛】※詳細は、リーフレット「濃厚接触者の方へ」をご活用ください。

- ・最終暴露日(感染者との最終接触等)から5日間(6日目解除)の自宅待機をお願いします。
  - ・待期期間解除までは、周囲の方に感染を広げないため、マスクを着用してください。
  - ・陽性者と最後に接触した日から7日間経過するまでハイリスク者との接触やハイリスク施設への 不要不急の訪問(※2)感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策(例えば、 手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等)をお願いします。

## 【健康観察】

・陽性者と最後に接触した日から7日間経過するまでお願いします。

おいて、業務に従事することが可能である(不要不急の外出に当たらない)。

- ・健康観察を行い、発熱、咳、息苦しさ、強い倦怠感などの症状に注意してください。
- ・施設での健康状態の把握をお願いします。高齢者施設、障がい児者施設は健康観察実施状況を 保健所へ適宜報告してください。

## ※2:受診等を目的としたものは除く

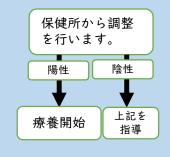
濃厚接触 者の検査

濃厚接触

者が検査 を実施す

出勤可能

となる対





当該施設の判断で 実施してください。

- ○他の職員による代替が困難な職員であること。
- ○新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)を実施済みで、追加 接種後14日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回 接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と 濃厚接触があり、濃厚接触者と判断された者であること。

濃厚接触者の職員に対して緊急的な対応として、ワクチンを追加接種済みである等の要件を満たす限りに

- ○無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(当該検査による実施が困難な場合は、 抗原定性検査キット)により検査を行い、陰性が確認されていること。
- ○濃厚接触者である当該職員の業務を、施設長、園長及び校長等(以下「施設長等」という。)の 管理者が了解していること。

詳細は国通知「濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(医療従事者、介護従事者、障がい 者支援施設等の従事者、保育所、幼稚園、小学校等の職員にそれぞれ通知あり)

2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、3日目に待機解除が可能です。詳し 自宅待機 くは府ホームページ「事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について」を参照く 短縮 ださい。